

令和3年3月

出資者各位

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

不要財産に係る民間出資持分の払戻しについて（お知らせ）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務に関しましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、新たに不要財産として売却が完了した物件がございます。つきましては、持分の払戻しを実施いたしますので、出資者の皆様宛てに払戻請求に関する書類を送付させていただきました。書類を御確認の上、払戻請求の有無について御検討いただきますようお願い申し上げます。

払戻請求期間につきましては、独立行政法人通則法第46条の3第2項により「催告を受けた日から起算して一月を経過する日まで」となっております。

御不明な点等がございましたら、当該書類記載の担当まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

以 上